

日本弁理士会四国支部での ADR キャラバン・ミーティング

ADR 推進機構委員長 本庄武男 委員 小林純子
委員 山内康伸（四国支部支部長） 委員 細田浩一
委員 松本武彦 四国支部会員 山内章子



ADR 推進機構は、日本知的財産仲裁センターの業務をバックアップすることが本来の業務であるが、会員が ADR 業務に慣れ、自由にそれを業務として遂行出来るようになることで、会員の業務範囲が拡大することを期待して、従来から ADR 業務の普及活動を行っている。

ADR 業務には種々のものがあるが、その本来的業務は仲裁や調停に代表される裁判外紛争解決業務である。調停は、裁判所においても実施されているので、一見して、裁判所外でそれを実施することを疑問とする意見もあり得る。

しかしながら、知的財産についての裁判籍は第1審においても東京と大阪に限られている。これは、知的財産の専門性に基づくものと説明されているが、このように裁判籍が限定されているために、東京、大阪以外の地域での知的財産紛争の裁判による解決は、当事者にとって時間的、地域的あるいは経済的に大きい負担となっている。

また、知的財産に関する紛争が生じた場合、一般的に大企業では、蓄積された交渉力を使うか、それで解決できない場合には慣れない仲裁や調停に頼るより訴訟を行う途を選ぶことが多い。これに対して、訴訟に慣れない中小企業にとっては、話し合いでの解決を目標とする調停を選ぶ方が、より望ましい解決方法と言える場合が多い。

このような実情から、特に東京及び大阪以外の地域のとりわけ中小企業間における知的財産紛争について

は、仲裁や調停による解決方法が優れていると思われる。しかし、調停や仲裁についての会員の知識は、決して高度になっているとは言えない状況であり、上記のような地域における仲裁や調停の業務についての研修は今後欠かせないものと考えられる。

かかる見地から、本年度の ADR 推進機構では、「ADR キャラバン・ミーティング」と銘打って、近年新たに設置された日本弁理士会の各支部を訪ねて、仲裁や調停に関する会員向けの研修を実行することとしている。

今回報告するのは、四国支部において行った第1回の ADR キャラバン・ミーティングに関するものであり、その詳細は次の通りである。

1. 日時 : 平成 21 年 11 月 20 日 13 時～17 時
2. 場所 : 日本弁理士会四国支部室
3. 名称 : ADR キャラバン・ミーティング
4. 参加者 :

① ADR 推進機構メンバー

本庄武男（委員長）、松本武彦（仲裁センター関西支部長）、小林純子（委員）、細田浩一（委員）

② 四国支部メンバー

山内康伸（四国支部長）、河野隆一、豊栖康司、相原正、中井博、岸本智久、山内章子

5. 内容

- (1) 開会の辞 山内 康伸
(日本弁理士会四国支部支部長)

(2) 挨拶 本庄 武男
(ADR推進機構委員長)

(約10分)

(3) プレゼンテーション (約120分)

● 仲裁センターの概要 (設立趣旨, 沿革, 取扱業務内容, 事件統計) 細田 浩一

日本知的財産仲裁センターの設立趣旨, 沿革, 取扱業務内容, 事件統計について説明を行った。現状では, 仲裁センターは, 法務省のADR認証を受けていない, ADR認証を受けなくても仲裁, 調停を行うことができるが, 請求権の時効中断効等のメリットを受けられないというデメリットが存在する旨説明。取扱業務の一つとして「相談」があり, 運営委員が相談員を担当していることが説明された。さらに, 取扱業務の内, 調停は年に数件程度である。近年取扱業務に技術標準のデータベース管理団体から委託を受けて行う「センター必須判定」が入り, 現在, 管理会社のアルダージから2種類の技術標準について業務を請け負っている。センター必須判定処理の結果, アルダージのホームページに記載されているとおり同社において必須特許のポートフォリオに, 平均すると年間100件程度の割合で特許が掲載されてきたこと, また必須判定の申立手数料として80~100万円/特許1件が支払われていることが説明された。必須判定はセンターとして利益を生んでいる仕事であるが, 判定作業量は膨大で, 判定人にとっては経済的に見合わない場合もある旨説明された。

● ADRの活用が弁理士業務の幅を広める

小林 純子

10月29日に行われたADRシンポジウムのアンケート結果について報告があった。

「知的財産権紛争のADR応用編」の資料に基づき, ADR紛争について具体的な事例の解説があった。

● 仲裁センター支部・支所の運営のあり方について

松本 武彦

日本知的財産仲裁センターの支所の運営について説明があった。また, 調停人だけでなく, 事件管理者の役割も重要であり, 関西支部では事件管理者研修がある旨説明があった。

● ADR推進機構の役割について 本庄 武男

ADR推進機構の役割について説明があった。特に, 仲裁センターが弁理士会と弁護士会の共同運営であり, 仲裁センター自体には, 指導的体制がない(形式的には, センター長から運営委員までのピラミッド体制があるが, 共同運営であること, 両会のバランスの上に成り立っていることから, 強力な指導体制にはない)ため, 弁理士会側をまとめる組織として, ADR推進機構があること, これまでどのように役立ってきたか等が説明された。また, その前提として「知的財産仲裁センターの組織」について, どのような構成となっているか詳細な説明があった。

(4) 参加者全員による自由なダイアログ (話し合い)
(約90分)

i) 議題

以下の4つの議題について, 参加者が自由に討論した。

議題1) 依頼人から紛争の相談を受けたとき, 裁判にするかADRにするかの切り分けの基準をどこにおくとよいか。

議題2) ADRの代理人として依頼人を説得する場合の注意事項。

議題3) 調停をまとめるような工夫(代理人及び調停人として)について, 注意点。

議題4) ADR経験者による経験談(とくに失敗例)

ii) 各論

議題1) 依頼人から紛争の相談を受けたとき, 裁判にするかADRにするかの切り分けの基準をどこにおくとよいか。

以下の場面にADRは有効である。

A. 秘密性がある事件

例. 職務発明 他の社員に知られたくない

共同発明 証拠を出したくない又は出しにくい

B. 勝ち負けが予測しがたいとき

事件の落としどころが難しい。勝ちそうならば裁判所に行けばよい。

C. ある程度理解力のある中小企業に向く

ADRは会社のカラー, 依頼者の性格によって, 向き不向きがある。

妥協しない人, いうことを聞かない人は, 最初

から裁判所がよい。

権利者がすべてを望む場合には、裁判の方がメリットがある。

歩み寄りができるか？会社がどういう性質か？相手の言い分を聞く会社か聞かない会社か？

結局、ADRを受けるかどうかは会社の性格による。(大企業はADRを受けないのではないか)

D. 法的根拠がない又は弱い事例

裁判所では法的根拠がない限り勝てる見込みがない。

一方、ADRは、法律的問題があっても、法律の範囲外のところを解決できる、つまり歩み寄る余地を見つけ出す場であることを認識すれば、活用の場は広がると思われる。

商業道徳的なところで争いがあっても利用可能。

E. 米国特許など外国特許も絡めて一挙に解決したいとき。

F. 当事者双方が裁判を嫌がる時(裁判をしていること自体知られたくない等；職務発明問題は、単に裁判をしていることを知られたくないというだけではなく、裁判では、具体的にどのような対価を払ったかが公表されるので、その結果が一人歩きをして他の発明者の要求の根拠或いは不満の種を生むことが懸念される。

G. 双方ともビジネスベースの話し合いが可能な時(それができれば当事者同士が話し合えばいいようなものでありそうだが、調停は、当事者のみより、話し合いの内容を社内説明するのにやり易い面がある。)

(参加者の発言)

- ・裁判かADRかという議論は、あまり意味があるとは思わない。企業としては、ADRか裁判かの二者択一ではなく「裁判か交渉」かの選択をしつつ、裁判上の和解かADRの選択へつながらるのが自然。
- ・大企業の関わる紛争解決ではADRはあまり考えられない。裁判の方が実益大。
- ・ADRでは調停人の見解を第三者の立場での意見として聞くこともできる。
- ・ADRの場では、どちらが正しいかどうかを争うのではなく、どうしてほしいかをいうこともでき

る。

- ・ビジネス的解決の方法としてどうか？という視点で紛争を解決できる。
- ・契約の中にADRの解決を盛り込むことで公平性を保つことができるのではないか。
- ・大企業が重大な意思決定をする際には、社内のトップに説明して決裁をもらわないといけないので、大企業では調停での合意は難しい。
- ・中小企業のように調停期日に社長がでてくるような事案では有効かもしれない。
- ・調停では、当事者はいつでも自由に途中で抜けられるというメリットあり。
- ・当事者の話を聴いているうちに相手の状態も分ってきて、心情的に和解になりやすいのではないか。
- ・裁判よりもADRの方が全体費用が安くなる。センターでは通常3回以内の期日での解決を図る。
- ・相談業務では、プロの意見を口頭あるいは書面で持ち帰ることができるので、担当者が社内報告等をする際の参考資料となる。



議題 2) ADR の代理人として依頼人を説得する場合の注意事項。

以下の点に注意するべきである。

- A. 依頼人はどのような解決を望んでいるか、どのような譲歩なら可能か、をよくヒアリングする必要がある。
- B. 両当事者の真の争いはどこにあるのかを探る必要がある。この場合、必ずしも法律的な部分で争いがあるとは限らないので、やはりヒアリングが重要となる。
- C. なるべく選択肢を説明し（場合によっては文書化して残す）、依頼人に判断させる必要がある。代理人のリスク回避にもつながる。

(参加者の発言)

- ・調停人は当事者を直接説得するより、代理人を通じて当事者に心証を伝える方が実効性がある場合がある。
- ・交渉を重ねるにつれ、互いに相手の立場も判るようになってくる。
- ・自分の意見を言うよりも、相手が何をしたいかを聞き出す努力が重要。当事者達の意見を聞くことにより、解決の糸口が見つかるのではないかな。
- ・相手の立場を理解することが重要。
- ・両方が満足しない解決法もあるのではないかな。つまり、両者が納得する解決を図るのは難しいのではないかな。
- ・調停人は、積極的に指揮するよりも、当事者達の意見を聞く方が良いのではないかな。
- ・当事者達が自分で納得できる回答を見つけだしていけるのがよい。
- ・選択肢を用意して依頼人に選択させるとよい。極力、説得をしないのが ADR の本質であろう。いくつかの選択肢を用意して、依頼人自らの判断で選択させるように仕向けるのが、依頼人の満足度向上及び代理人のリスク回避にもつながる。
- ・選択肢を選択できる依頼人ばかりではない。選択させるには依頼人側にも判断できる能力が必要。中小企業が全部だめとは言わないが判断できる企業は少ない（しかし、できる企業もいる）個人はおそらくダメ。判断できない依頼人かどうかの見極めが大事
- ・日本人はお上意識が強い。自ら判断できそうにな

い人は裁判の方が無難

- ・わかってくれなくても一応説明し、説明内容は文書化しておく。委任を受けた事件の経過、依頼人の発言、当方の回答は、全て文書化するのがリスク管理に重要。

議題 3) 調停をまとめるような工夫（代理人及び調停人として）について、注意点。

以下の点に注意するべきである。

- A. 調停人としては、両当事者にとって、どのような解決を望んでいるのかを当事者に言わせることが重要である。当事者の立場を他の当事者にも分ってもらうようにする。
- B. 代理人としては、依頼人の真の意思、譲れる部分と譲れない部分を確認しておくことが大事である。
- C. 当人同士に直接話をさせることで、お互いが分かってくるため、下手に調停人の心証を開示することがよいとも限らない点に注意する。

(参加者の発言)

- ・調停では、裁判と違って、相手にどうして欲しいかを要望できる
- ・調停では、主張が途中で変わってもよい。撤回も修正も可能。但し、ADR 認証団体としての時効の中断効のメリットとは、ADR 手続として特定の請求をなした時点で、該特定の請求権についての時効が中断するというものであるので、今後日本知的財産仲裁センターが ADR 認証団体になった暁に、そのメリットを活用したい場合は、注意が必要。
- ・調停では法的解決ばかりでなく、ビジネス的解決が可能。勝ち負けでなく、お互いに納得できる決着を目指すことができる。
- ・裁判での和解は、法律的なことを重視する。足して二で割る式の解決も多く、裁判官のサービス精神は旺盛でない。これに対して調停ならば法律以外の事項を盛り込める。
- ・契約中に、ADR による紛争解決の条項を入れておく
例) 職務発明の規程中に、紛争があれば仲裁センターを利用するという条項を入れておく → 合理性を検討

- ・調停人や代理人はあれこれとしゃべっている中で、当事者も相手方の事情や気持ちが分ってきて、それなら「こうしましょう」という形での解決の道筋が見いだせることがある。裁判だと法律論の応酬であって余分なことは話さないの、解決しにくい事案でも、調停なら解決できることがある。
- ・調停人は、当事者達が自分で納得できる回答を見つけだしていける状況を作り出すのがよい。
- ・紛争当事者（企業）と企業の担当者（従業員）は別人格であるため、担当者を納得させるだけでは不十分。担当者が企業内に持ち帰ってトップに説明できる材料を与えなければ、紛争解決にはつながらない。
- ・失敗例はない。
- ・失敗かどうかは依頼人の主観的な問題なので、どのケースが失敗だったとは特定し難い。

iii) その他、四国支部会員からの質問と解答

Q1 無料相談などで相談を受けた事例について、調停人となることは可能か？

A. コンフリクトの問題があるので、調停人とならない方がよい。

Q2 調停人補助人という枠を設けることについて。

A. 設けることに問題はない。

Q3 調停から仲裁へ移行させることはよくあるのか？

A. 調停から仲裁に移行することは制度的に可能だが、そのような先例はおそらくない。

6. 閉会の辞 松本 武彦

(仲裁センター関西支部支部長)

7. 総括

弁理士会四国支部室は、JR 高松駅の前にある高松シンボルタワー・サンポートビジネススクエア 2 階という近代的なビルの中にあり、一步外に出ると、瀬戸内海が一望に見渡せ、歴史に名高い屋島あるいは岡山も手の届くように見える絶景に位置する。

我々 ADR 推進機構メンバーを出迎えてくださった方々のもてなしのお陰で、会議は終始四国独特の海洋的暖かい雰囲気で行われた。

当初、4 時間は長すぎるのではないかとさえ危惧されたが、始まってみると質問に次ぐ質問で、四国支部の会員における ADR についての興味は非常に大きいものであり、弁理士会会員の幅の広さを存分に知ることが出来た、極めて有意義の会合であった。

今後も、このような実り多い会合を続けることで地域会員に ADR 業務についての知識を伝達し、自分でも ADR 業務を実行できる感覚を取得していただくことは非常に重要であると再認識したことを、報告して総括とする。

以上

(原稿受領 2010. 1. 22)

